

議会基本条例策定特別委員会（第6・7・11・12回・第13回検討事項）会派検討内容

検討事項	第6回検討事項		第7回検討事項		第11回検討事項		第12回検討事項		第13回検討事項			
	議会モニターの実施		政策討論会の実施		政務活動費の適正な執行と公開		議員の政治倫理の確立、品位の保持		議員定数決定の手続き		災害時における議会の活動	
「考え方」 前回提示内容	(修正案) 議会は、必要に応じて、議会の運営等に関する意見を聴取できる体制を整えるとともに、モニターとの意見交換を通して、議会活動及び委員会活動並びに議員活動に市民の意思を反映させるため、議会モニター制度を設けることができる。		議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案及び政策提言を推進するため、政策討論会を開催するものとする。		①政務活動費は、議員の調査研究、その他の活動に資するため、会派に対して交付されるものであることを認識し、福島市議会政務活動費の交付に関する条例の定めるところにより適正に執行しなければならない。 ②会派は、政務活動費の収支報告書及び会計帳簿を積極的に公開すること等により、その用途に関する市民に対する説明責任を果たし、透明性を確保しなければならない。 ③政務活動費に関しては、別に福島市議会政務活動費の交付に関する条例の定めるところによる。		(修正案) ①議員は、市民の負託にこたえるため、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないなど、高い倫理的義務が課せられていることを常に自覚し、市民の代表として、良心と責任感を持ってその責務を果たすとともに、品位を保持し、識見を養うよう努めるものとする。 ②議員の政治倫理に関しては、別に条例で定める。		①議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の子孫と展望を十分に考慮するとともに、市民や学識経験の有する者からの客観的な意見を参考にすることとする。 ②議員定数の基準は、人口、面積、財政状況及び市の事業課題並びに類似市の議員定数と比較検討し、決定するものとする。 ③議員定数を定めた条例の改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、議員又は委員会が提出するものとする。 ④議員の定数は、福島市議会議員定数条例で定めるものとする。		(修正案) ①議会は、市民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、市民及び地域の状況を的確に把握し、緊急時における総合的かつ機動的な活動が図れるよう、危機管理体制の整備に努めるものとする。 ②議長は、災害等の不測の事態が発生したときは、議会としての対応策を協議又は調整するための会議等を（必要に応じて⇒「削除」）開催するものとする。 ③議会は、災害等の状況を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じて、市長等に対する情報提供及び提言等を行うとともに関係機関等に対する要請を行うものとする。 ④議会は、得られた情報に基づき市民への情報提供を積極的（かつ適切⇒「追記」）に行うものとする。	
区分	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等
真政会	×	(前回の意見) ・現時点においては、今後の検討課題とする。	△	(前回の意見) ・判断できず。 ・一人会派の取扱いを明確にすべきである。 ・政務活動費の支出は会派に対して補助金として交付されるものであり、議員個人の調査研究には交付されないものとされている。会派の構成は、一般的、基本的に二人以上が会派とみなすものであるから、基本条例の中で明記されるものと考えているので、明確に確認してから判断する。	-	(前回の意見) ・判断できず。 ・一人会派の取扱いを明確にすべきである。 ・政務活動費の支出は会派に対して補助金として交付されるものであり、議員個人の調査研究には交付されないものとされている。会派の構成は、一般的、基本的に二人以上が会派とみなすものであるから、基本条例の中で明記されるものと考えているので、明確に確認してから判断する。	○	(前回の意見) ・①は「識見を養うよう努めるものとする」でよい。 ・②の案については、①に内包しているもので、基本条例の制定後の段階で考えていけばよい。	○	(前回の意見) ・①は「客観的な意見を参考にすることができる。」でよい。 ・②③④の考え方で示されているとおり、議員定数は条例で定めるものであるから①の案でよいと考える。	○	(前回の意見) ・議会活動の原則の章ではなく、新たな項目として立ち上げるべきと考える。（被災した市議会としての条文を特別に盛り込み、非常事態の災害時に設置される災対本部に議会としても入られる体制、仕組みを条文中に盛り込むべきと考える。）
		(今回の意見) ・前回と同様。		(今回の意見) ・前回と同様。		(今回の意見) ・②追記することで了解する。		(今回の意見) ・①は「客観的な意見を参考にすることができる。」としたい。		(今回の意見) ・②「必要に応じて」は残すことにしたい。 ・④「かつ適切」を追記することで了解したい。		
みらい福島	○	(前回の意見) -	○	(前回の意見) -	○	(前回の意見) -	○	(前回の意見) -	○	(前回の意見) -	○	(前回の意見) ・②として「議長は、情報収集のために、福島市災害対策本部に参加するものとする。」を追加する。
		(今回の意見) -		(今回の意見) -		(今回の意見) -		(今回の意見) -		(今回の意見) ・②は原案のとおりでよい。		
市民21	×	(前回の意見) ・多様な課題について広く意見を聴取するにあたり、モニターのように特定の者に固定するのは趣旨に添わないと考える。 ・「議員活動」の文言は、議員への監視とも読み取れるので、賛同できかねる。	○	(前回の意見) ・闇雲にならない意味で、重要な政策及び課題に特化すべき。	○	(前回の意見) ・会派の定義については、結成手続きとその後の代表者会や各種委員会などへの出席や選出基準等の活動範囲だけが定められている状態であり、本来の定義については、本特別委員会での今後の検討項目として予定されており、また、現在、政務調査費検討会においても会派人数による用途基準について議論されているが、それらを踏まえてから本項目について議論した方がよいのではないかと。	○	(前回の意見) ①語尾を修正案のとおり変更することで了解 ②追記することで了解	○	(前回の意見) -	○	(前回の意見) ・今後、各議員所在の明確化や招集、不測の事態の考え方について、通年議会と並行して議論が必要。 ・④について、情報の氾濫等、安易な提供で混乱が生じないよう「情報提供を積極的」の後に、「且つ適切」を追記することを提言。
		(今回の意見) ・参考人や公聴会を活用することで市民の意思は反映できると認識する。多様な課題について広く意見を聴取するにあたり、モニターのように特定の者に固定するのは趣旨に添わないと考える。		(今回の意見) ・闇雲にならない意味で、重要な政策及び課題に特化すべき。今後「重要な」案件について検討が必要。		(今回の意見) ・今後、審査機関も含め倫理条例や規則等、明確な基準の検討が必要 ・①語尾修正案了解。 ・②追記することで了解。		(今回の意見) -		(今回の意見) ・前回と同様。 ・②「必要に応じて」を削除することに了解。		
公明党	△	(前回の意見) ・必要な項目ではあるが現時点では検討したい。	○	(前回の意見) ・現時点では、合意形成(資料5)⇒立案・提言(資料6)⇒条例提案(資料7)の中に含まれるようにも思われるが、専門的知見を活用し再度、討論する場と考えれば、必要と思われる。	○	(前回の意見) -	○	(前回の意見) ・①修正で了解 ・②今回の検討は項目を盛り込むべきまでで、条例を別途定める件については、次の段階で検討してもいいのではないかと。	○	(前回の意見) -	○	(前回の意見) ・災害時の経験を生かし、議員も地域の状況収集や災害対策本部会議への参加など行政と市民を結ぶ積極的な行動が取れる体制づくりが必要と思われる。
		(今回の意見) ・前回と同様。		(今回の意見) -		(今回の意見) ・②の条例等については別途定める点で了解する。		(今回の意見) -		(今回の意見) ・前回と同様。		
日本共産党	○	(前回の意見) ・修正案で異議なし	○	(前回の意見) -	○	(前回の意見) -	○	(前回の意見) -	○	(前回の意見) -	○	(前回の意見) ・②「・・・必要に応じて・・・」傍線部分を削除することを提案。 (今回の意見) -
		(今回の意見) ・前回と同様。		(今回の意見) -		(今回の意見) -		(今回の意見) -		(今回の意見) -		
社民党・護憲連合	○	(前回の意見) ・盛り込む場合の条件は、北名古屋市の市議会モニターの内容と同様にすべき。	○	(前回の意見) ・「考え方について」のとおり	○	(前回の意見) -	○	(前回の意見) ・原案(考え方)で盛り込む。 ・追加の「議員の政治倫理に関しては、別に条例で定める」を盛り込む。	○	(前回の意見) ・考え方①を「客観的な意見を参考にすることができる」の修正案で盛り込む。	○	(前回の意見) -
		(今回の意見) ・盛り込む場合の条件は、北名古屋市の市議会モニターの内容と同様にすることを提案する。(※市議会は、市民の意見を広く聴取し、市議会活動及び委員会活動並びに議員活動に反映させるため、市議会モニター制度を設けることができる。)		(今回の意見) -		(今回の意見) -		(今回の意見) ・原案の考え方で盛り込む。		(今回の意見) ・修正案のとおり盛り込む。		

※注) 【条例案掲載】欄 ○：盛り込むべき、×：盛り込まない